

平成27年2月23日

各 位

会 社 名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 平賀 治郎
(J A S D A Q ・ コード 7 8 6 3)
問合せ先
役職・氏名 管理部長 須賀 通雄
電話03-3991-4541

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、平成26年11月7日付で、ユーピテル株式会社より訴訟の提起を受けたことについて、平成27年2月20日に訴状の送達を受け、本日、確認致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 訴訟を提起した裁判所
東京地方裁判所

2. 訴訟提起日
平成26年11月7日

3. 訴訟を提起した相手
本 店 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目2番12号赤坂ノアビル8階
商 号 ユーピテル株式会社
代表者の役職・氏名 代表取締役 今橋 秀夫

4. 本訴の内容

(1) 請求金額

損害賠償金 1億円及び遅延損害金、訴訟費用

(2) 請求原因の概要(原告主張の概要)

平成26年5月22日付「訴訟の判決に関するお知らせ」及び同月23日付「『訴訟の判決に関するお知らせ』の一部訂正について」にて公表いたしましたとおり、当社は平成24年3月19日にユーピテル株式会社に3億6725万6446円の約束手形に関する債務不存在確認訴訟を東京地方裁判所に提起し、その結果、同裁判所は平成25年12月17日に当社の債務不存在確認請求を認める判決を言い渡しました。また平成26年5月22日には東京高等裁判所が同判決に対するユーピテル株式会社の控訴を棄却する判決を言い渡しました。

本訴は、ユーピテル株式会社が、「当社の前々代表取締役である平賀明男氏が職務を行うについて同社に対して加害行為を行ったために上記債務不存在確認請求を認める判決が言い渡され、これにより同社が3億6725万6446円の損害を被ったので同社は当社及び上記約束手形の振出日現在における役員に対して同額の損害賠償請求権を有する。」旨を主張し、同損害賠償請求権の一部である1億円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたものです。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、原告の請求は認めることは出来ず、今後、裁判を通じて事実を明らかにし

ていきたいと考えております。

また、本訴の提起が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示致します。

以 上